

# 労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説  
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

## 無期限労働契約について (1)

### 第9回

今回から、無期限労働契約における各地方の運用を紹介します。上海市高级人民法院が2009年3月3日に発行した(滬高法【2009】73号)においては、「労働契約を2回連続で締結し、期間満了後の無期限労働契約の締結には、企業は契約更新に同意する必要がある」と、労働契約法の無期限労働契約に関する条文と異なる解釈論を持ち出したと思われる。一方、2011年5月19日に発行された上海市第二中级人民法院民事判決書((2011)滬二中民三(民)終字第210号)の内容を見る限りでは、上記73号の解釈論に従わず、労働契約法の関連条文に合致するような判決内容になっています。当該上海市の最新判決を2回に分けて紹介します。

#### 【基本事実】

李氏は2007年6月18日、国有人材派遣企業である中国国際技術智力合作公司(以下、中智)と1年間の労働契約を締結し、A社の上海代表処に派遣されました。契約期間満了後、引き続き2年目以降の契約を締結しました(契約期間は10年6月17日まで)。

A社は09年2月、中国に現地法人B社を設立しました。そしてB社は同年5月8日、李氏に対して以下のような書面を発行しました。「……貴殿は09年7月1日よりB社に勤めることとなります。ただ、A社の上海代表処における勤務年数(07年6月18日～09年6月30日)および08年1月1日から人材派遣企業との間で締結した契約の回数はB社に承継されることとなります」。

09年5月20日、李氏とB社は同年7月1日～10年6月17日の期間で労働契約を締結しました。ところがB社は10年5月14日、労働契約を継続して締結しない旨の書面を李氏に発行しました。そこで李氏は同年5月27日、弁護士に委託してB社に弁護士レターを発行し、(1)同一職場同一賃金の前提のもと、B社との無固定期限労働契約の締結(2)労働関係回復までの期間のB社による賃金負担、の2点を要求しました。B社は同年6月3日、李氏の要求を拒否し、労働契約の期限満了後、離職手続きを行いました。李氏は8月2日、A社とは資本関係のないC社に入社し、3年間の労働契約を締結しました。

#### 【労働仲裁】

李氏は10年6月12日、上海市黄浦区労働人事爭議仲裁委員会に仲裁を申し立てました。請求内容は、B社との労働関係の回復、無期限労働契約の締結、そして同年6月18日から労働関係を回復するまでの賃金負担でした。労働仲裁機関は、李氏の請求を支持しない判決を出しました。

#### 【一審判決】

李氏は、仲裁裁判に不服を申し立て、上記の請求内容をもって、黄浦人民法院に訴訟を起こしました。一審は、10年6月18日～8月1日の期間の労働契約関係の回復、10年6月18日～8月1日の期間の賃金支給、李氏のそのほか

の請求を棄却するという内容の判決を下しました。一審判決の論理構成は、以下の通りです。

a) 2回連続して固定期限労働契約を締結し、かつ労働者に「労働契約法」第39条、第40条第1号、第2号で規定する事実がない場合、労働者が労働契約の継続、締結を提案または同意するときには、労働者が固定期限労働契約の締結を求める場合を除き、無固定期限労働契約を締結しなければなりません。

b) B社は、李氏との間に無期限労働契約を締結すべきではありませんが、李氏がC社と労働契約を締結した以上、10年8月2日以降はB社との間の労働契約の回復が不可能になっています。

#### 【二審判決】

李氏とB社は一審判決に不服を申し立て、同市第二中级人民法院に上訴しました。二審は、(1)一審判決の取り消し(2)李氏の訴訟請求の棄却、という内容の判決を下しました。二審判決の論理構成は以下の通りです。

1. 一審のa)の論点を支持します。

2. B社と李氏との間の労働契約の締結は、中智と李氏との労働契約の履行過程における重大な変化があって、双方が協議一致して労働契約を変更する行為であり、08年1月1日以降、B社と李氏との間に2回の労働契約の締結が形成されることを認定することは、公平ではありません。

3. 本件は、B社と李氏との間に、2回の労働契約の締結があった状況に該当しません。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail : [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里16号CBD国際ビル701室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800 (日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路93号大上海時代広場1109室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109 (日本語専用)

Fax : 021-5386-1619